

## 小値賀町農業委員（中立委員）の推薦及び募集実施要領【補充募集】

小値賀町及び小値賀町農業委員会では、『農業委員会等に関する法律』及び『小値賀町農業委員会の委員選任に関する規則』に基づき、農業委員（中立委員）1名の退任に伴う補充のための推薦及び募集を行います。

つきましては、農業委員の候補者となる推薦及び募集手続き等について、下記の要領により実施致します。

### 記

#### 1. 業務内容

身 分	地方公務員法第3条第3項第1号に規定する非常勤の特別職
職務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農地の権利移動や転用等に係る調査及び許認可審議（毎月1回の定例会出席）</li><li>・ 農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る現地調査及び指導業務</li><li>・ 農地利用最適化推進指針の作成・変更</li><li>・ その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加</li></ul>
報 酬	（基本給）年額143,000円 （能率給）予算の範囲内で町長が定める額 （「小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例」に基づき支給）

#### 2. 任用期間

就任の日から平成32年7月19日まで

#### 3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格条件

農業委員は、1) 資格条件に掲げる者であって、また今回補充を行う委員が“農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない委員（中立委員）”であることから、2) 中立委員の任命に関する事項に該当する者であること。

なお、3) 欠格事項のいずれかに該当する者は、農業委員となることはできない。

##### 1) 資格条件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で次の各号のいずれにも該当する者

- ①町が設置する他の附属機関等の委員の職にある者については、兼職を禁じられていない者
- ②町の職員でない者

##### 2) 中立委員の任命に関する事項

農業委員会は、農地等の権利移動の許可や都道府県知事が農地転用の許可を行う場合の意見具申等の事務を行っており、公平・公正な判断が強く求められる組織であることから、委員会の意思決定に農業分野以外の者の意見を反映させることが適当である。

このため、市町村長は、委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利

害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。【農業委員会等に関する法律第8条第6項】  
農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者とは、特定の資格等が求められるものではなく、弁護士、司法書士、行政書士等のほか、例えば、会社員、商工事業者、消費者団体関係者、教育関係者など、農業に従事していない広範な者が該当し得る。

### 3) 欠格条項

- ①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 4. 推薦及び募集を行う人数

農業委員（中立委員） 1名

## 5. 推薦及び募集を行う期間

平成30年12月3日 から 平成31年2月15日 まで （75日間）

## 6. 推薦及び募集に係る手続き

### 1) 推薦による手続き

- ①農業者からの推薦にあたっては、当該農業者等の代表が文書をもって推薦するものとする。
- ②団体等からの推薦にあたっては、当該団体等の代表者が文書をもって推薦するものとする。
- ③推薦する文書には、次の事項を記載するものとする。
  - ・推薦をする者の代表者の氏名、住所、職業、年齢及び性別
  - ・推薦をする者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の人数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
  - ・推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
  - ・推薦の理由
  - ・推薦をする者が、推薦を受ける者について、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦しているか否かの別
  - ・推薦を受ける者が、認定農業者又は認定農業者に準ずる者に該当するか否かの別
- ④推薦をする者の代表者及び団体等は、委員にかかる上記の必要事項を記載したうえで、委員候補者推薦届出書（様式第1号）により、小値賀町長宛に提出するものとする。

### 2) 応募による手続き

- ①一般募集に応募する者は、次の事項を記載するものとする。
  - ・応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
  - ・応募の理由
  - ・応募する者が、農業委員及び推進委員の両方に応募しているか否かの別
  - ・応募する者が、認定農業者又は認定農業者に準ずる者に該当するか否かの別
- ②応募する者は、委員にかかる上記の必要事項を記載したうえで、委員候補者応募届出書（様式第2号）により、小値賀町長宛に提出するものとする。

## 7. 推薦及び募集に係る書類の提出

推薦をする者の代表者及び団体等並びに一般募集に応募する者は、「推薦及び応募に係る手続き」による必要事項を記載したうえで、指定した文書に関係書類を添えて、町に提出するものとする。

#### 1) 提出方法

書類は封入のうえ、封筒の表に「農業委員公募」と朱書し、郵送又は持参により提出する。  
なお、郵送による提出は、募集期限までに町に必着するものとする。

#### 2) 提出場所及び問い合わせ先

小値賀町産業振興課農林係

〒857-4701 北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

電話：0959-56-3111（内線38） F A X：0959-56-4185

### 8. 推薦及び募集状況の公表

推薦及び応募の状況及び結果について、町ホームページ等で、提出のあった推薦及び応募にかかる書類をもとに次のとおり公表する。

#### 1) 推薦及び募集状況の公表

- ・ 中間報告 : 平成31年 1月 9日（水）
- ・ 最終報告公表 : 平成31年 2月18日（月）

#### 2) 公表する事項

- ・ 推薦をする者の住所又は推薦をする法人・団体等の所在地以外の法令に規定された事項
- ・ 推薦を受けた者及び応募した者の住所以外の法令に規定された事項
- ・ 推薦を受けた者の数及び応募した者の数のうち認定農業者等の数

### 9. 選考方法

候補者について、その数が推薦及び募集を行う人数を超えた場合やその他必要と認める場合は、小値賀町農業委員候補者評価委員会設置要綱に基づく小値賀町農業委員候補者評価委員会において、その評価にかかる意見を求めたうえで、提出された書類をもとに選考する。

結果については、平成31年3月定例町議会で承認を得たのち、3月中旬に町ホームページ等により公表する。なお、結果にかかる通知文書等の発出は行わない。

### 10. その他の注意事項

- 1) 提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しない。
- 2) 推薦届出書及び応募届書の提出は、農業委員会委員の候補者となるためのもので、委員となることが決定されたものではない。
- 3) 推薦及び応募等に関する経費は、関係当事者の自己負担とする。
- 4) 推薦及び応募に係る様式は、町ホームページからダウンロードするか、町農業委員会事務局で入手すること。